

決算審査特別委員会記録

<くらし創造部、景観・環境局、警察本部>

開催日時 平成25年10月15日(火) 13:33~14:56

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

中野 雅史 委員長
粒谷 友示 副委員長
藤野 良次 委員
太田 敦 委員
田中 惟允 委員
森山 賀文 委員
上田 悟 委員
荻田 義雄 委員
和田 恵治 委員
山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事
江畑 会計管理者(会計局長)
浪越 総務部長
竹内 監査委員事務局長
影山 くらし創造部長兼景観・環境局長
原山 警察本部長
太田 生活安全部長
堂藤 刑事部長
大森 交通部長
林 警備部長
柘植 警務部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第89号 平成24年度奈良県歳入歳出決算の認定について

<会議の経過>

○中野委員長 ただいまから会議を再開いたします。

日程に従いまして、くらし創造部、景観・環境局、警察本部の審査を行いたいと思います。

質疑に入ります。その他の事項も含めまして、質疑等あればご発言をお願いします。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いをいたしたいと思います。委員の皆さまにも同じようをお願いいたします。

ご発言をお願いします。

○藤野委員 質問をいたします。

まずは、くらし創造部の所管ですが、認定NPO法人の認定事業についてお尋ねいたします。これは特定非営利活動促進法、NPO改正法ということで既に取り組みられているわけですが、1年間に3,000円以上の寄附を100人から集めたNPO法人、あるいは都道府県、市区町村から認定された、条例により個別に指定したNPO法人という2つがつけ加えられたということで、今までのことも含めて3つの要件のどれかを満たせば認定をするということでございます。新しい公共の担い手というNPO法人は市民が育てる大きな一歩であるということで、私も本会議で質問をさせていただきました。この条例による個別支援について、あるいは市町村への条例による個別支援への働きかけ、これについて県としての現状の取り組みをまずはお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、通学合宿というか地域の教育力についてお聞きをいたしますが、この地域の教育力についての中で、地域による通学合宿という取り組みがなされております。もう既に3カ年という形で終わり、また、継続してやっているということもお聞きをいたしておりますが、この事業は子どもあるいは地域、家庭、保護者にとって非常にすこぶる評判がいいというか、よい事業であるとお聞きをいたしております。私もそのように思った次第ですが、現状どのような取り組みとして継続されているのかお聞きをいたします。

続いて、警察本部についてお聞きをいたします。最近、車に乗っておいまして、高齢者マークのついている車が非常に多いと感じるのは、私だけではないと思います。若葉マークが少なく高齢者マークが非常に多いという感がございます。その中で、後ろからちよっど走っていても、元気のいい高齢者の運転というのもありますし、また逆にちよっど抜かそうかな、いやいやクラクション、これは両方ともだめですから我慢しながら後ろをずっと走りますが、ちよっど大丈夫かなという運転の高齢者マークがついた高齢者のドラ

イバーの方もおられます。もう1点は、新聞等に載っておりますとおり、高齢者の運転の事故がかなりふえたということもお聞きをいたしております。

まず1点お聞きしたいのは、運転免許証の返納です。もう自主的に返納されている方も多くとお聞きをいたしておりますが、この返納の状況とさらに、高齢者による運転による交通事故の現状、そしてまた逆に、今度は歩行されておられて交通事故に遭われる方もかなり数が多いのではないかというような、全国的な内容ですけれども、奈良県においてはどのような状況なのか、その点についてお聞きをいたしますと同時に、高齢者に対する安全対策に対する研修等、今どのような内容において取り組まれているのか、以上お聞きいたします。

○上田協働推進課長 認定NPO法人あるいはNPO法人の条例指定についての件でございます。NPO法及び地方税法が改正をされまして、都道府県、市町村の条例で指定したNPO法人は、法人への寄附者が住民税の税控除を受けることができるようになりまして、さらに所得税についても税控除を受けることができます認定NPO法人の要件の一つも免除されることとなりました。これを受けまして、本県におきましても県内NPO法人の支援のため、指定NPO法人の基準等を定めます奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例を平成25年3月27日に公布、施行したところでございます。また、あわせまして奈良県税条例の一部を改正いたしまして、認定NPO法人であれば、条例指定法人と同じく県民税の控除を受けることができますよう包括的な指定も行ったところでございます。奈良市におきましても、県と時期を同じくいたしまして条例指定に係る基準を定めて運用されまして、平成25年5月に募集された際に6団体からの申請がございまして、このほど当該6法人について条例指定されたと伺っております。

県におきましては、現在のところ条例指定についての申請はなされておりませんが、奈良市指定の6法人のうち幾つかの団体からは、奈良市への申請後に県の条例指定についても相談があったところでございます。その際、奈良市におきまして条例指定されることにより、住民税だけではなく所得税の控除も受けることができます認定NPO法人としての認定が可能となることを助言させていただいております。現在、認定NPO法人の申請について調整をしているところでございます。

市町村に対しての取り組みでございますが、平成24年11月に、また平成25年7月にも再度の説明会を税務部局との調整により実施いたしまして、現在橿原市、天理市、宇陀市、野迫川村からの相談がございまして、条例指定についての調整をさせていただいて

いるところでございます。今後も本制度の周知に努めまして、NPO法人の資金確保策として効果的であると思われまます寄附が受けやすくなるような環境整備を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○森青少年・生涯学習課長 通学合宿についてでございますが、学年の異なる子どもたちが一定の期間家庭から離れ、地域の公民館などで寝食をともにしながら学校へ通う取り組みでございまして、平成22年度から24年度の3年間実施し、17市町村延べ42地域、児童996名が参加しております。地域の方からも、通学合宿が終わっても気軽に声をかけてくれてうれしい、地域の子どもたちは地域で育てることの大切さがわかったなどの感想が多く寄せられておりまして、県内各地域で、地域で子供を育てる機運の醸成につながったと考えております。モデル地域として3年間の実施によりまして、県内各地域で通学合宿の取り組みが定着してきたと考えておりまして、この通学合宿の補助金が終了した後も地域で実施できますよう、市町村、地域、学校の方々にお集まりいただきまして説明会を実施、あるいは各セクターに依頼を行う、それから成果報告や実施マニュアルも作成し配付するなどして、通学合宿を地域の事業として引き継いでいただけるようにいたしました。その結果、平成25年度も奈良市、大和高田市、河合町、高取町、明日香村などの7カ所で市町村事業として継続して実施していただいているところでございます。

もう一つは、発展事業としての子どもと大人でつくる地域のつながり事業についてでございます。平成25年度は通学合宿で得られました地域で子供を育てるというエッセンス部分をより発展させまして、また使いやすくいたしまして、新規事業として子どもと大人でつくる地域のつながり事業を実施いたしております。この事業は、地域の団体やグループの方々から地域で子供を育てる力の向上につながるような事業を企画、提案いただくなどして実施する場合に補助金を助成する事業でございます。現在、20事業を採択し各地域で実施いただいているところです。幾つか例を申し上げますと、例えば桜井市では自主防災会が主体となりまして、避難所で宿泊体験をしながら親子での防災訓練、非常食や炊き出しの体験などを行っておられます。また、橿原市では公民館に宿泊しながら収穫体験、食育、自然観察などの活動を行った後、秋祭りに参加するというようなこともやっております。宇陀市でも同様に、公民館で宿泊体験しながら食育、スポーツ教室や運動講座を実施したりしている状況でございます。以上でございます。

○大森交通部長 高齢者の運転免許証の自主返納の状況でございます。運転免許証を自主的に返納されます高齢者は年々増加傾向にございまして、平成23年の自主返納者は13

6人でしたが、平成24年には運転経歴証明書の有効期間が6カ月から無期限になるなどの制度改正や支援事業を開始いたしました効果もございまして、平成24年は1,148人に増加しております。平成25年も9月末で1,071人が自主返納されるという状況でございます。

続きまして、高齢者の関係する交通事故の発生状況でございますが、平成25年8月末現在の統計の数字になりますが、人身事故件数では総数3,374件中995件で29.5%を占め、前年同期比プラス53件、プラス5.6%となっております。死者数につきましては28人中18人で64.3%を占め、前年同期比プラス10人、プラス125%という状況です。負傷者数につきましては総数4,399人中685人で15.6%を占めまして、前年同期比プラス11人、プラス1.6%ということで、いずれも増加傾向にございます。

また、高齢者が関係いたしました人身事故の状況を高齢者の状態別で見ました場合、全人身事故件数は前年比マイナス171件であるのに対しまして、二輪車、四輪車運転中の事故がプラス52件、歩行中の事故がプラス7件、自転車乗用中の事故がプラス9件と、いずれも増加をいたしております。なお、平成25年10月14日現在、県内におけます交通事故死者は33人となっておりまして、そのうち高齢者は22人、66.7%に達しております、前年比ではプラス14人という状況でございます。高齢者が関係いたしました交通死亡事故の主な態様といたしましては、道路横断中などの人対車両の事故で6人、そして自転車乗用中で5人、四輪車運転中で4人、原付車運転中で5人となっております。

続きまして、高齢者の交通事故の防止対策の研修の状況でございます。交通事故の発生状況から歩行者そして運転者の両面における安全対策が必要であると考えております。そこで、現在進めております高齢者の交通事故防止対策であります。まず歩行者対策といたしましては、警察本部と各警察署が連携をいたしまして、高齢者が参加する会合等に積極的に出向き、歩行者教育システムを用いました模擬横断歩行者実習や生活道路におけます交通危険箇所を認識していただくためのヒヤリ地図の作成、あるいは高齢者交通安全自転車大会の開催など参加体験実践型の教育を推進をしているところでございます。また、民生児童委員のご協力をいただきまして、独居高齢者宅や高齢者世帯に対する支援活動時に交通安全ワンポイントアドバイスというのを実施をしていただいているところでございます。

次に、運転者対策でございますけれども、高齢ドライバーを対象に状況判断力や敏捷性

等が測定できますクイックアームという装置や静止視力や動体視力等を座ったまま連続測定できる動体・夜間視力計という装置を用いました交通安全教室を開催しておりますほか、判断力、回避能力等の現状を把握していただくことを目的に、実技型のドライビングスクールなどを開催しているところでございます。いずれにいたしましても、県警察では日の入りが早くなります年末に向けまして、前照灯の早目点灯運動、またメロディーパトロールの強化、夜間歩行中の交通事故防止に効果のある反射材用品の着用なども推進を図ってまいりまして、高齢者を中心とする交通事故防止対策を強力に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○藤野委員 警察本部の高齢者の安全対策についてさまざまな研修等々をやっているという理解をさせていただきました。お聞きしますと、かなり高齢者の運転における事故あるいは歩行者としての事故等々がふえている、これは高齢人口がふえているということでそれは当然あるかとは思うのですけれども、ふえていることに非常に驚いた次第でございます。今後とも研修等の充実を図っていただきますように、さらなる取り組みをよろしくお願い申し上げます。

次に、通学合宿ですが、奈良市をはじめとした7市町村が引き続き継続して取り組んでおられるということで、非常にありがたいかなと思っております。こういったよくある3カ年事業というのは、もうそこで終わってしまうというようになりがちなのですけれども、こうやって引き継いで取り組まれるというのは本当に感心に思うのですけれども、今後も引き続きのまたご努力をよろしくお願い申し上げます。

NPO法人についてなのですけれども、確認しますけれど、今現在、県内では6法人という認識でいいのですね。

○上田協働推進課長 はい。奈良市の条例指定をされております法人が6法人ということでございますので、奈良県内では6法人ということになります。

○藤野委員 ちょっと数が少ないように思うのですけれども、これは、何かNPOのほうからの積極的な取り組みなどは特にはないのですか。

○上田協働推進課長 NPOのほうからの積極的な取り組みと申しますか、制度ができて、その段階ではやはり認定NPO法人のPST基準が、かなりハードルが高かったというところがございます。それを条例指定をすることによりまして、かなり引き下げたところですが、やはりそれでも大体半分程度まで引き下げたわけなのですが、なかなかそこまで至っていらっしゃる法人の方が多いこともございまして、まだ制度が始まったば

かりでございますので、それほど積極的な申請にはつながっていないということだと思っております。

○藤野委員 ちょっと勉強不足で申しわけないですが、全国的には今どういう動きになっているのでしょうか。

○上田協働推進課長 都道府県レベルで申し上げますと、奈良県が条例指定法人の制度をつくりましたのが大体5番目ぐらいになります。同じく北海道などが同時期にされておりますので、今現在で7、8都道府県ということになっております。まだ制度が始まりましてそれほどたっておりませんので、全国的にもまだそれほどの広がりを見せていないというような状況でございます。

○藤野委員 ありがとうございます。まだ取り組まれて間もないということなので、この程度の数字かなとは思いますが、やはり新しい公共という観点あるいはその担い手であるNPOという観点からすれば、さらに今後認定NPO法人がふえながら市民がそれを育てていく、支えていくという構図により近づけるような形でどうか側面的支援を行政としてしていただきたいと思いつつ質問を終わります。ありがとうございました。

○中野委員長 ご苦労さまでした。

○山本委員 1点だけお聞きしたいと思えます。

この主要施設の成果に関する報告書ということで、91ページにNARAスポーツパワーアップ事業がありますけれども、この事業をしている平成24年度はオリンピックがまだ誘致をされていない時期でありました。そういう状況の中でもアスリートを育てよう、強化をしようという試みをしていただいているわけですが、いよいよ2020年に東京オリンピック・パラリンピックが来るということで、これに向かって平成25年度また平成26年度以降いろいろと奈良県としてのスポーツアスリートの育成に力を入れようとしておられると思えますけれども、そういうアスリートを育てるためには、ソフト面それからハード面での、施設整備がやはり重要になってくるのではないかと。

それで今、橿原市ではジョギングのセンターをつくり、また橿原公苑一帯を整備するというようなことも聞き及んでおりますけれども、2020年に向かってまだすぐに具体的な施策、施設整備にはなっていないと思えますけれども、スポーツ振興課として、また県としての今の現段階での取り組みはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○吉田スポーツ振興課長 2020年の東京オリンピックに向けての施設の整備に関して

のことです。榎原公園の整備につきましては、これまで陸上競技場のトラックの改修、野球場の人工芝ほかスタンドの改修、それからネーミングライツも導入いたしましたので、それに伴って衝撃吸収ラバーの改修やサブスコアボードの整備、テニスコートの人工芝生化、今山本委員お述べいただきました榎原公園のジョギング・サイクリングステーションの整備など、各施設の機能向上に努めてきたところでございます。

2020年の東京オリンピックに向けまして、トップアスリートの育成に取り組んでいきたいと考えておりまして、現在その準備を進めているところでございますが、育成に関しまして、ご指摘のとおりさまざまな課題がございます。施設の整備も大変重要な課題の一つと考えております。施設の整備に関しましては、榎原公園の施設も含めまして市町村や学校、民間など既存施設の有効活用や新しいスポーツ施設の整備など、県内のスポーツ施設のあり方についてどのように整備、改修するかなど平成25年度中に取りまとめたいと考えておりまして、その作業に今取り組んでいるところでございます。こうした整理を踏まえまして、2020年の東京オリンピックに向けたトップアスリートの育成の検討とあわせて榎原公園の施設についてもどのような役割が担えるのかを検討して、施設の改修計画等を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○山本委員 終わります。

○和田委員 2点だけ質問したいと思えます。

くらし創造部のNPOの関係でございます。今、藤野委員がNPOの育成状況についてお尋ねされ、また答弁をいただきました。私のほうからは、このNPOの現状について少し指摘しながらその答弁をいただきたいのですが、今までは公共公益的な事業は全て直轄で行政がやるというスタンスであったのが、非常にこの地域社会ニーズが広がって、そしてしかもそのニーズは社会的、公共的部分がかなり出てきた。そうすると、そこへ県行政が対応していくとなると、非常にフットワークが悪く、効率が悪い、こういう事態が生まれてきているのと、また地域から住民からもう待ってられないということで、ぱっとみんな立ち上がって、そして新しい公共の担い手ということで育ってきた。これにNPOがうまく特定非営利活動事業団体ということでぽんと乗ってきたわけですが、これは枝葉の話でございます。問題は、この育ってきているNPOはつくられては非常に窮地に陥って、ある団体などは消滅していくというような状況が今見られているのではないのだろうか。まずNPOが生まれたり消滅したりするような状況について、正確なところどう情報を把握して、得ているのか、現状のNPOの存続状況についてお尋ねをしたいと思えます。

その上で、さらに浮き沈みの激しさを少し私なりの認識で指摘しましたが、やはり何と
いってもNPOの運営における財政基盤の脆弱さというものがあります。何としてもこれ
を強化し、克服して財政基盤を安定させなければならないと思うのです。それがとても重
要なだけけれども、そのことについて具体的にどのような支援措置を行われているのか。
今の認定NPO法人の法律では寄附行為の認定という意味合いのNPO法人は、なかなか
生まれていない。そこで県としてはもっと育てていくために、あえて指定NPO法人の条
例ということで、そういうNPOが生まれてくるようにしたい、その一番の要は寄附を集
めるという寄附行為が大切だと、荒井知事も寄附行為の醸成ということはおっしゃって
いました。しかし、この寄附行為でわずか6事業の話しか出てこない。本当にそうしたらこ
んなことでいいのか、県内何十、何百とあるNPOが生まれているのに、本当にこの財政
基盤の弱さを抱えながら四苦八苦しる人たち、団体があるわけだから、何としてもこれ
を育てていくことが大変重要であるので、一体その辺のところをどうお考えなのか、これ
からどう育てようとするのか、これを一つお尋ねしたい。

もう一つは、NPO法人で事業を受託をして、非常にそのときはきちんとどんどん頑張
って、そして事業消化をし、地域の貢献をするのだけれども、その事業受託が終わってし
まうと、今度はそこで育った人材を引き続き雇用をしていき、そして地域貢献、社会貢献
のノウハウを身につけながらも、結局はやめていかざるを得ないという事態があちこちで
見られます。そういうようなことでは、せっかくNPO法人が蓄積したノウハウと、そし
てまた人材も失われていくということになるわけですから、やはり委託事業、受託事業に
ついて、この面での新しい公共の担い手だから、やはり新しい公共という意味では、今や
県にかわってもっと柔軟に対応できるフットワークのいいNPOに頑張ってもらおうとい
うわけですから、県としての支援はもっとできることがあるのではないかと。指定管理や新
しい事業の展開についてもです、NPOの力をもっと借りて委託をして、受託をしてもら
うということはあるのではないかと。しかも、そこには単に経費だけではなくて、安上がり
の公共の担い手のNPOではなくて人件費の経費までやはりきちんと見込んで出していく、
それらしいきちんとしたNPOとして存在価値を認めながら、それにふさわしい事業の出
し方があるのではないかと。そういうことで、NPOの委託、受託のこの関係も十分に考え
た上での育て方が、具体的にあるのではないかと、この点の状況をお聞かせいただきたい。

それから次に、植栽事業の関係です。植栽事業については奈良県が観光県を目指すとお
っしゃっているわけで、それは全くそのとおりです。ですから、ぜひともこの観光県とし

ての奈良が景観をまず大切にすることというのは大変重要です。ですから、植栽事業は単に荒れ果てたところを植栽していくというそんな消極的なものではなくて、本当に力を入れて歴史と文化そして文化遺産をやはり守る、そのために植栽事業があるという意味合いで、しっかりと取り組んでいく必要があるのではないかと。もちろんその中には、放棄地をどうよみがえらせていくのかという問題もありますが、こちらのほうは植栽という意味合いでその辺のところの景観づくりが重要ではないか。一体この景観づくりは、策定が平成24年度にありましたけれども、引き続き事業が具体化されていっているわけだから、この展開はどのように進められているのかお尋ねをいたしたい。以上でございます。

○上田協働推進課長 まず、NPO法人の存続状況でございます。具体的な数値をお示しさせていただきますと、平成22年度末におきましては381法人ございました。これが23年度末になりますと411法人、平成24年度末に475法人ということで、年々ふえていっております。一方で、法人設立後、活動を休止されるような団体もいらっしゃいまして、解散件数としては少ないのですが、なかなか事業報告書をご提出いただけない団体等もございまして、そのあたりが今後の課題かなとまず考えております。

それから、NPO法人に対する支援でございます。この点につきましては、平成22年度に当課で取りまとめをいたしました調査によりまして、県内で活動するNPO等の団体につきましては、大きく4つの課題を抱えているということが明らかになっております。

1点目は、活動資金の不足、2点目が、人材スタッフの不足、3点目が、会議や後援会等の会場確保が困難であること、4点目が、情報発信ツールの不足を挙げておられます。

このため県といたしましても、共同のパートナーを育てるというこの観点から、これらの課題に対応する形でさまざまな支援を実施しているところでございます。

まず1点目の資金面でございますけれども、平成20年度から地域貢献活動助成事業を実施させていただいております。また平成21年度には新たに共同推進基金を設けまして、広く企業あるいは県民の皆様から寄附を受け付けまして、NPO等の活動に資するための民が民を支えるような仕組みも構築をさせていただいたところでございます。

2点目の人材面への支援につきましては、会計事務の支援といたしまして公認会計士等による研修会を実施いたしましたほか、ソーシャルビジネスを目指す人材育成やリーダー研修なども行っております。またNPO等の経営や融資等に関する相談や助言などを行う専門のアドバイザー派遣、あるいは組織経営に係るセミナーも開催したところでございます。

3点目の活動の場への支援につきましては、平成24年4月に郡山総合庁舎内に新たに協働推進センターを設置いたしまして、NPO法人等が各種会議やセミナーに利用できます会議室及び印刷機器等を提供いたしまして、広くご利用いただいております。

最後、4点目の情報発信面での支援につきましては、ボランティア、NPOに関する情報提供ツールでございます奈良ボランティアネットは、これまでは県からの情報発信のみとなっておりますけれども、登録された団体や個人が自由に情報を提供いたしまして、また入手できる双方向型ネットワークとしてリニューアルをいたしまして、ご活躍をいただいております。また、NPO等の活動につきましても県政記者クラブ等への資料提供を行うなど、パブリシティーな面でも支援を行っているところでございます。

それから、委託事業などを継承していくためにということでございます。例といたしまして、新しい公共支援事業につきましては、各団体の実施事業につきまして総括的に審査を行いました上で、運営委員会の中で各団体に対する意見交換などを行い、今後活動を展開していくに当たり必要な助言等を行ったところでございます。

今後も県におきましては、その各実施団体等から実施事業につき定期的に報告を求めながら、必要な助言、あるいは助成金等につきましての情報提供などを行っていきたいと考えております。以上でございます。

○福住風致景観課長 植栽計画についてのお尋ねでございます。植栽計画につきましては、奈良県が景観条例そして景観計画で美しく風格のある奈良県づくりを進めており、その一環でこの植栽計画を進めているものでございます。この植栽計画は、奈良県全体を一つの庭と見立てまして、四季折々の彩りづくりをすすめていこうとするものでございます。平成24年度より、県内の歴史遺産や花の名所などの地域をエリアとして選定いたしまして、現地調査あるいは現状の分析をし、その結果に基づきまして課題を抽出して、その改善方法実施方法を検討してきたところでございまして、平成25年度を目途に奈良県植栽計画として取りまとめるところでございます。植栽の整備に当たりましては、今後の維持管理も含めまして地元市町村、そして地域あるいは国、こういったいろいろな関係主体との協働連携が重要と考えております。現在、地元市町村と協議を行いまして、整備の方向性について検討しているところでございますが、今後整備を具体化するに当たりましては、それぞれ市町村や地域の方々などと適切な役割分担を行いながら、協働して進めていきたいと考えております。現在、検討しておりますエリアは、51ございまして、今後市町村、

地元との協議の中で必要に応じて拡大や追加等も検討していきたいと考えております。以上でございます。

○和田委員 NPOの関係で再質問ですが、この行政との共同パートナーを育てることは、本当にこれからますます重要になると思います。例えば簡単な話が、福祉などで、福祉はもう本当に生活に密着して、赤ちゃん、子どもから高齢者までいろいろな人たちの課題があります。これらをこういう各層の人たち、老若男女含めましていろいろな悩みを全部行政が背負いきって対応していくわけにいかないのは、当たり前のことです。そこで、社会福祉協議会があり民生委員もあり、公的な制度として介護などいろいろあるけれども、本当にそういう人たちの日常の公共の場として居場所づくりをNPOが提供しましょうとなると、この居場所づくりのための要望があるわけで、それは本来からいうと居場所づくりは必要で、今だったら物すごく必要で、県行政としても助成金を出すぐらいですから、それを本当に親身になって地域住民のために考えるようなNPOなどに委託をしていく、そういうような形で例えを出しました。だからフットワークのいいNPOを本当に育てなければいけないと思う。そういう意味で、きめ細かないわば支援の補助金という意味で、具体的に言うと、本当に支援のできる補助制度というものを考えていく必要があるのではないかと。

先ほどおっしゃった地域貢献事業は私も知っております、市町村サポートの中で出てくる事業項目です。これはこれで大変役立つものですが、結構市町村との連携が必要で、ここで市町村が納得いかなければいけないというような、いわゆるNPOが幾ら申請しても、市町村の力量がなかったらその申請は消えてしまい、そこでとまってしまうという場合があるわけです。私の知っているところでは、新しい動きとして、NPOをつくって、そしてその地域のまちづくりに貢献するために、この補助事業をいただきたいが、そうすると、実績がないからどうなのだろうという話があったりします。それはそれなりの理由があって話がなくなったのでしょうけれども、しかしその辺のきめ細かな支援のマニュアルみたいなものとして、市町村を必ず通さなければならない、いや市町村に上げることを通して予算化されて、県のほうでそれをおろしてくるというようなやり方もありますが、もう少し直接的に補助金制度でNPOへの支援などができる方法がないのかどうなのか、そういうようなこともやはり考えていく必要があるのではないかと。市町村サポートの中には結構NPOへの支援の内容があるけれども、そういうことを積極的に活用できる、活用するためには市町村の力量が伴うわけですから、市町村の力量がなければ、これはどうしようも

ない。ですから、もっとNPOが委託できるような事業、補助金制度というものを改善される必要があるのではないかと。私のこの状況把握について、そうなのかどうか、ご指摘をいただき、そして何らかの改善、取り組み、検討をしますという言葉が出るのかどうか、出すことができるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、植栽計画についての意見をいただきましたが、植栽計画は、本当に重要な事業展開で、今のところは始まったばかりですから、とりあえず県誘致で眺望のいいところとして、主な事業対象としては天理市で行われています。各地にたくさん眺望のいいところがあるし、歴史的文化遺産がありながら周りが荒れ果てているというところもたくさんあるわけですから、至急そういうところは点検をして改善をしていく仕組みというものはやはりつくる必要があるのではないかと。奈良県景観・環境総合センターにその一役を買って協力してもらってもいいのではないかと、このことを提案いたします。あそこは産廃ごみや不法投棄などいろいろなことを監視している一面もあるわけですから、景観・環境総合センターだと、ほかには景観のほうにかかわってもらう業務で考える必要があるのではないかと、そういう点を少しお尋ねしたいと思います。

○上田協働推進課長 補助事業につきましてでございます。和田委員ご指摘のように、補助事業にはさまざまな形態のものがございます。その中には、市町村等の協働を条件としているものもあるかと思っております。ただ、私が先ほどご紹介させていただきました地域貢献活動助成事業につきましては、必ずしも市町村との協働は条件とはしておりません。各団体におきまして、それぞれの団体で行っている事業をさらに発展をさせていくために必要な事業ということでご申請をいただき、その事業に対して審査の後、採択をさせていただくというものでございます。

それから、各そういった補助事業を使いやすいように、広げていくように考えてはどうかというご指摘を賜りました。奈良県におきましては、各部局の次長級を委員にしております協働推進会議を設置しております。この中で、それぞれにまた各部局で協働推進員も配置をしております。それぞれどのような事業に対してどのような協働形態がいいのかということを考えて、実践をしていただいているところでございます。このような組織を活用いたしまして、より柔軟な対応についてのご検討を再度またお願いしていきたく考えております。以上でございます。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 県からの事業補助等に関しましては、今、上田協働推進課長が申し上げたところでございますけれど、NPOにつきましては、やはり

大きなところは、自主的な事業立てでしっかりした財源基盤をつくってもらう。そして、それにしっかりとしたマネジメント形態を持ってもらうということが大きな要因になるかなと思います。事業立てをつくっていただくのに、さらにその寄附文化を醸成しましてNPOの基盤を強化する、支援者を募る、あるいは寄附を募って基盤を強化するということが大事なことでございます。先ほどの条例指定の分につきましても、寄附を控除によって、寄附をしやすい情勢をつくっていくという一つでございますし、そういう意味でNPOが課題としております、協働推進課長が申しあげました4つの観点を県もこれからも推進をしていきたい、あるいは支援をしていきたいと考えているところでございます。全く補助金だけがNPOの基盤強化になるというものでもないかと思っておりますので、その辺自立した運営体制をとってもらうということについて支援をしていきたいと思っております。以上でございます。

(「景観・環境総合センター」と呼ぶ者あり)

ことしから景観・環境総合センターという名前に変えさせていただいておまして、これまで廃棄物の不法投棄でございますとか、あるいは解体の現場の確認であるとかいろいろ見て回ってございましたけれども、環境局全体の出先機関として活躍をしてもらおうと思っております。

それで、今後計画をつくるに当たりまして、今51のエリアと申しましたけれども、51のエリアを農林、土木を中心とします担当課とそれから風致景観課が一つ一つ現場を実態調査をしております。そして、課題というものを認識しまして、それに対して処方箋と呼んでいますけれども、カルテをつくって、それに対する改善策を処方しようということとでまとめ上げているのが、今この植栽計画でございます。その点検というのも総合センターに担ってもらう一つの大きな役割になってもらうなというふうに思っております。以上でございます。

○和田委員 以上、質問を終わります。

○中野委員長 ありがとうございます。

○荻田委員 2、3点お聞きしたいと思います。

まず、毎年恒例の12月になりますと奈良マラソンが挙行されますけれども、今やもう定着をしてくれているようでございまして、ともあれ1万人以上の方の参加をいただき、全国各地からお見えいただいてこの大和路を快走していただいている、これにつきまして、やはりこの実行委員会あるいは警護、そういった中でいろいろな方々のご努力によってこ

の奈良マラソンというものがうまく続いている、このように言っているのではないかと思います。

そこで、奈良マラソンの申し込みは、エントリーを事前にかける、そして当日よりも前日までにきちんと申し込みをしてもらおうというのが一つの決め事だそうなのですが、何か近畿2府4県は前日にエントリーしに来てまた帰る、また来るということができるわけですが、その近畿2府4県以外でも4,300人から4,500人ぐらいの方がどこかでお泊まりをいただいていると思います。そこで、スポーツ振興課として、こういった宿泊の関係について、この平成24年度あるいは昨年度、またここ3カ年間どうであったのか、この辺を一つお聞かせください。

それから、風致景観に基づいて和田委員もおっしゃったわけですが、農林の関係では耕作放棄地を、しっかりとした美田で残すよという話をしておりますけれども、1,400ヘクタールぐらいはあるのですか。そこで今でも土地利用という中で補助金をいただきながら、大柳生地区あるいはまた奈良県下のいろいろな地域でも、今コスモスが田んぼ一面にまかれた跡があつて、景観としては非常に今きれいだという思いで、やはりいろいろな方々が見物にお越しいただいているようでございます。耕作放棄地対策としてやはりそういった形で、何としても田んぼは毎年毎年耕すということが一番いいのではないかと思いますし、もちろん農作物をつくるというのが一番大きなゆえんであるということとは承知をしていますが、何か景観上も含めて、これらの対策についてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、東海自然歩道、山の辺の道、こういった春、秋、夏、冬といろいろなときがありますけれども、散策路、ハイキングコースとして随分たくさんの方が東海自然歩道あるいは山の辺の道も歩いておられます。そこで、トイレや休憩所は県の事業でおやりいただいていることは承知をしています。しかし、その間を安全に散策をする、ハイキングコースとして決められたコースを歩くという中で、山を歩くわけですからこのごろはやはり蜂が非常に多いようです。先日もそんな話があつて、蜂のことで担当課に言いましたら、いや、うちの課と違います、それはできませんということで終わってしまいました。たまたまそれが休憩所だったからこういったことはどうだろうと言ったら、それは行かせていただくということで行かれましたけれども、やはり歩いていても歩きやすい道、そして安全ですがすがしくコースを散策をする、あるいはまた大和路、奈良をしっかりゆっくりと歩いていただくという中では、こういった道路を歩く道もやはりある程度の整備は必要で

はないのかと思うのですけれども、今まで平成24年度も含めて、予算上で、東海自然歩道の整備についてはこういったことが容易ではないのか、それはだめなのか、その辺もお聞かせください。

それから、3点目は、警察本部でいろいろと日夜我々県民の安全安心のためにご努力をいただいておりますことは、感謝申し上げるわけでございますけれども、このごろテレビを見ていますと、随分いろいろな被害がありますし、命の大切さというよりも残虐非道な殺人事件というものが多く見られます。先日も三鷹市での女性殺害、これも本当に痛ましい、残忍な犯行事件でもございます。これはたまたまストーカー事件として対応されているものでもございました。最初は学校に連絡をして、そしてそんな中で学校の校長から杉並署に報告をされた。しかし、住んでおられるところが三鷹署管内でございますので、こちらのほうでご相談をとこういうことだったそうですけれども、こういった中で警察としてはどういう動きであったのか、それはこれからいろいろと検証などをされると思いますが、私たちの奈良県警察として殊さらにこういった女性に対するストーカー事案のマニュアルというか、こういったところをどのように日常県警察として対応をされているのか、聞かせてください。以上です。

○吉田スポーツ振興課長 奈良マラソンに関してのご質問でございます。ことしで4回目となるわけでございますけれども、連続いたしまして、奈良も含めまして全国47都道府県から約1万7,000人のランナーをお迎えすることになっております。平成24年の例で言いますと全国からランナーがたくさん訪れるということで、奈良市内のホテルや旅館が満室だったと聞いており、経済的にも大変効果があるのではないかなと思っております。平成24年に、奈良マラソンを開催した後にランナーの方にアンケートをとったところ、大会参加のために宿泊したというのは全体の約38%、4割弱でございます。そのうち県内の宿泊者は、その約4割弱のうちの8割、全体で言うと3割程度かなと思っております。一方で、奈良市の観光協会等にも問い合わせいたしますと、県内の宿泊が約2,500泊程度あったとも聞いております。大変多くの方が奈良に来ていただいておりますので、これにさらにもう1泊していただけるように、いろいろな取り組みを考えていきたいと思っております。以上でございます。

○福住風致景観課長 荻田委員からは、景観保全、あるいは農地の観点からご質問がございました。耕作放棄地につきましては農林部のほうで鋭意取り組まれているところでございますが、これは耕作放棄地の解消あるいは再生、農地の再生、これが同時によりよい農

村景観をつくっていくということでもございまして、この取り組みにつきましては地元の方々、農家の方それからボランティアも募集したりされまして、かなりそういう取り組みをしていただいているところでございます。

そして、ご紹介いただきました古都保存法に基づきまして、土地の買入れ、これもしているわけですが、そういったところでも今回、今載せております山の辺の道のところでございますが、景行・崇神天皇陵の少し山手に上がったところで眺望スポットの整備もさせていただいております。そこで、その通り道に植栽として、具体的にはヒガンバナ、こういうものも植えて、そして山の辺の道を楽しんでいただく方がちょっとお立ち寄りいただけるという形で整備もさせていただいて、先ほど申しました植栽計画の先行事例として位置づけをさせていただいております。こういった形で、さまざまな地域でそういうことを通しまして、奈良県の景観の保全、そしてよりよい創造につなげていけたらと植栽計画推進の上でもそのように考えております。以上でございます。

○七尾景観・環境局次長（自然環境課長事務取扱） 東海自然歩道についてのお尋ねでございます。東海自然歩道は昭和45年に最初の長距離自然歩道として国により計画され、各都道府県でルート整備されてきたものです。奈良県内では京都府境の奈良市の柳生から東は三重県境の曾爾村、曾爾高原まで約80キロメートル、支線を含めましたら約133キロメートルに及ぶルートでございます。そのルートの整備につきましては、当初から新しい道をつくったのではなく、既存の遊歩道や里道に標識や案内板また休憩所、トイレなどを設置するなどしてきたものでございます。東海自然歩道沿いには、奈良市8カ所、天理市6カ所、桜井市2カ所等合計21カ所の県設置のトイレがございます。そのほかにも市町村設置のトイレもございます。この既存のトイレの水洗化再整備につきましては、市町村の要望を取りまとめながら県で担当しておりまして、新たな箇所の整備は市町村にお願いしているところでございます。また、標識が約400基ございまして、10年周期で老朽化したものを中心に再整備を実施しております。

お尋ねの管理でございますが、実際に再整備や標識の整備につきましては、約3,300万円ことは予算上はございますが、管理につきましてはそれぞれの設置者や地元の方々にお願いしている次第でございまして、今回のように、例えば休憩所などで蜂が出たりしましたときには、県職員が駆けつけたり、あとは危険察知といいますか、危険を予知するような看板の設置などの広報活動もやっているとところでございます。以上でございます。

○太田生活安全部長 まず、ストーカーの現状ですけれども、平成25年8月末でストー

カーの認知事案は160件ございます。これは、前年と比較した場合に12件増加しているという状況です。この中で直接的にストーカー規制法で逮捕したのは4件、暴行傷害等の他法令で検挙したものが10件でございます。そのほか文書警告等行ったものが22件、そして被害防止交渉あるいは警察施設を利用する援助件数等は146件ございます。そうした中で、荻田委員ご指摘のようにこういう事案を発生させれば、全く罪もないとうとい命が失われるという犯罪でございます。

したがって、警察としましては、まず検挙、逮捕ということを前提に対応するわけですけれども、そうした中でも警察署に徹底させておりますのが、管轄を問わず受理し、警察として取り得る措置を確実にとります。2つ目が、この諸事案が相談者に重大な危害が及ぶ危険性があることを強く説得して、被害届の提出と事件化措置あるいは相談者等の保護を優先して対応します。3つ目が、この種事案は受理を全て速やかに署長に報告し、遅滞なく処理方針、体制等を確立して本部にも速報します。4つ目が、危険性が高いと判断される事案については、本部と連携して指導や警告措置を行います。という4つを指示をしているところであります。

こうした指示につきましては、この三鷹事件を受けまして、翌日の平成25年10月9日に警察署のほうに再度徹底しますということで、生活安全部長の指示通達を出しております。また、翌日の10月10日には、この4つの指示に加えまして本部長通達ということで、行為者の呼び出し、電話警告等を行う場合は被害者の保護対策を徹底しますという一言を加えまして、一斉に指示しております。この種事案、もう二度と発生させてはいけませんし、そういう意味で今後とも適切に対応してまいりますので、どうぞご理解よろしくお願いいたします。以上です。

○荻田委員 今、太田生活安全部長からご答弁をいただきました。やはり非常にストーカー事案というのは多いんですね。多いというよりも、まだもっと根が深いのではないかなという感想でございます。しかしながら、被害者は大変だという思いで署に相談へ行く、相談に行ったときによく我々もお聞きするのは、何か事が起こってからでなかったら対応が初動として動かないというのが、今までの感覚でございました。だからこそ三鷹事件というものを教訓にしながら、命のとうとさ、さらには安全安心な県政を担っていただいている県警察、こういった中でも本部長指揮のもと、それぞれの各署の署長はじめ、携わっていただく生活安全の担当の方々には、刑事警察ももちろんですけれども、こういったことが三鷹事件のような形で発生することのないように、マニュアルも徹底をしながらも、そ

して力を合わせながらこういった事案が起こらないよう未然防止に努めていただきますよう強く要望をしておきたいと思えます。

それから、景観のほうで、答弁いただいていないと思うのですが、それでは東海自然道で、ハイキングコースで雨や、あるいはまた、そういった自然災害やいろいろな形で歩けないような状態、そして歩いていてもひっくり返る、蹴つまずく、こういったところの通路の整備というものはどうなのでしょう。

それから、今、奈良マラソンについてスポーツ振興課長からお答えをいただきました。観光局としてもこれからの観光客の誘発そして増大に向けて、何が一番の課題であるのか、やはり宿泊ですという午前中の観光局長の感想でした。そして、今も一つの大きなイベント事業でありますこの奈良マラソンは全国各地からお見えいただいて、全国各地を走っておられる方が、非常に多うございます。こういった中で、おもてなしの心と、そして接待接遇と、さらにこの方面の宿泊というご相談をいただいているところもたくさんあると思えます。やはりどうしてもホテル誘致は進めなくてはならない喫緊の課題だと思えます。この辺のところ、この話はやはり奥田副知事から答えていただくのが一番いいのではなからうかと思えます。以上です。

○七尾景観・環境局次長（自然環境課長事務取扱） 東海自然歩道のそういった災害でありますとか道がひっかかるとかそういったときには、一応その管理者の方とご相談しながら、管理者の方を中心に維持管理をしていただきたいと思いますと思っております。それで、軽微なものでしたら県職員が行って直すときもございます。以上でございます。

○奥田副知事 ホテルの誘致の問題であります。奈良マラソンについて奈良でお泊まりをいただくという、そういった情報の発信とかについては、3年前から奈良マラソンを開催するたびに来られるランナーの方にご案内をしているところでありまして、そしてまた奈良マラソンに参加される方につきましては、やはり奈良で泊まりたいという希望を持った方々がたくさんおられると聞いております。ただ、萩田委員ご指摘のように、奈良は統計上も全国で一番部屋数も少ないしホテルの数も少ない、こういったことで荒井知事も就任以来ホテルの誘致というものを一つの大きな課題に挙げて邁進をしているところでありますけれども、現状はなかなか投資熱も今、冷え切ったような状態の中でありまして、これはこれから観光立県として奈良県が避けて通ることのできないことでございますので、これからもホテル誘致を諦めることなく、不退転の決意でホテル誘致に専念をしてまいりたいと思えます。

○荻田委員 今、奥田副知事からご答弁をいただきました。やはりこのホテル誘致は避けて通れないということでございますし、これは総括で荒井知事に過去の状況も踏まえながら、意見を求めたいと思っています。

それから、東海自然道の管理者というのは、そのところどころによって違うのか。

それからもう1点、軽微な整備だったら県職員が行ってやりますというのはどういうことなのか。再度お願いします。

○七尾景観・環境局次長（自然環境課長事務取扱） 最初の設定からもともとの道を開設したものではありませんでして、それぞれ里道でありますとか、市町村道とか、そういったところにルート設定をしております。それで、市道の場合でしたら市にやっていたことになります。

例えば先ほど言いました軽微な整備といいますのは、簡単に直せるようなもので困っておられるときに、県職員が駆けつけてやるということもございます。それは場合場合で互いに相談しながらやっているところでございます。以上でございます。

○中野委員長 荻田委員、よろしいですか。

○太田委員 それでは、警察のことで1つ質問させていただきます。決算書には多分直接掲載はされていないかと思うのですけれども、運転免許証の更新の際に求められます奈良県交通安全協会の賛助会費についてなののですけれども、この間私もいろいろお話を聞いておりますと、警察で更新をする際には、免許の更新とあわせてこの賛助会費の協力を求められるということなののですけれども、なかなか非常に断りづらいというお話を聞いております。この賛助会費というのは、そもそもどのような目的に使われているのか。そしてこの会費については、新ノ口免許センターでは窓口は別々になっており、警察では1つの窓口で同一の方が対応されて、その中で協力を求められると聞いております。新ノ口免許センターのような形にできないにしても、何か対応策というのはないのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

それともう1点、通告をしていないのですけれども、「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」の101ページ、歴史的風土保存買入事業ということで奈良市の春日山地区で、歴史的風土保存地の購入ということで幾つか挙げられているのですけれども、この春日山地区で挙げられているところは、どこに当たるのか。計画的な購入なのか、どういう目的に基づいて購入されているのかということについてお伺いしたいと思います。

○中野委員長 2点ですね。

○大森交通部長 まず、交通安全協会の賛助会の会費の使途でございます。これにつきましては、当該会員に発行いたします会員証でありますとか、そのときにお配りしております道路地図帳の費用に使われておりますほか、各地域における交通安全に関する広報、啓発であったり、交通安全に関するその他一般的な事業に活用されていると承知しております。

それから、交通安全協会費の勧誘方法の件でございます。運転免許証の更新窓口につきましては、交通安全協会の職員が申請者から更新手数料をいただくのとは別に、同協会の活動趣旨などを説明をして、その理解を得られた方にのみ会員となつていただき会費を納めていただいと承知をいたしております。太田委員ご指摘のように申請者の方が更新手数料と会費を一連のものとして勘違いされたりということで断りづらいというような状況があるとすれば、非常に遺憾でございます。そのようなことのないように交通安全協会に申し入れたいと思います。一方、いろいろ会費の勧誘方法でございますけれども、これにつきましてはあくまでも交通安全協会のほうでお決めになるものでありますので、太田委員からいただきましたご提言につきましては、その内容を交通安全協会のほうに伝えさせていただきたいと思つています。以上でございます。

○福住風致景観課長 古都保存法に基づく歴史的風土保存地の買入は、奈良市域につきましては、3つの保存区域がありまして、その中でさらに特別保存地区というのがございます。春日山歴史的保存区域の中に春日山特別保存地区がございまして、総面積1,329ヘクタールということで、そのうちこれは法律に基づいて非常に厳しい規制がかかっております。その規制に対しまして、開発などそういう行為をするときには許可を得なければならぬ。その許可が得られないときにつきましては、その行為者が買い上げの申し出をするということが法律制度上決められておりまして、そうしたときに県が古都の保存上、歴史的風土の保存上必要があると認める部分について買い上げをするということになっております。これまで春日山地区については、今トータルがちょっと出ておりませんが、申しわけございませんが、平成24年度の資料では6件8,959平方メートルということになっております。そういうことで、これはあくまでも申し出に基づいて買い入れをするということになっております。以上でございます。

○太田委員 先ほどの賛助会費の件ですが、私もお話を聞かせてもらうまで、実際に警察が委託をして、交通安全協会が免許の更新の手続を窓口で対応していただいているということをお聞かせいただきましたが、普通一般の方が行って免許の更新をする際には、警察

がそういうお仕事をされているのだらうと思いますし、警察から賛助会費が求められていると思っておられる方も非常に多いと思います。この免許の更新というのは、更新に3,100円という金額がかかりまして、ほとんどの方が恐らく免許の更新の際には、写真を近くの自動で撮るような機械のところに行くと大体700円という金額で、それとあと賛助会費を合わせると、1回の更新に6,300円という金額がかかってしまいまして、これは結構な金額になってくるかと思います。賛助会費は、さまざまな用途というのがあると思いますし、当然払いたい人はいらっしゃると思うのですけれども、その1回に5年分の2,500円を払うかどうかということについては、やはりちょっとちゅうちょされる方もおられると思うのです。例えば、一口500円ということでは何かというような選択肢であるとか、あるいは申し込む際に、新ノ口免許センターの場合だったら窓口が違うということですので、向こうから働きかけることはないということですので、免許の更新の際にその申込用紙に賛助会に協力する、しないという選択肢を設けるとか、さまざまな工夫があると思います。実際に警察が委託している業務ということでございますので、その点ぜひ注意していただいて対応をしていただきたいと思います。以上です。

○中野委員長 よろしいですか。

ほかに質問がございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもって本日の審査を終わりたいと思います。

10月16日水曜日、午前10時より健康福祉部、こども・女性局の審査を行い、その終了後、医療政策部、病院、水道局の審査を行いますのでよろしくお願いを申し上げます。

これで本日の会議を終わります。ありがとうございました。ご苦労さまでした。